

平成22年8月30日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 役員退職慰労金の取り扱いについて

### I 役員退職金の決定方法

役員が会社を退職したときには、従業員の退職金に相当する役員退職金が支給できます。この退職金は、在任中における職務執行の対価として支給され、報酬の後払いという性格をしていますが、その支給に当たっては、定款又は株主総会等の決議が必要となっています。取締役会がある場合には、具体的な支給金額、支給時期、支給方法は取締役会に一任することもできます。

### II 役員の方掌変更等の場合の退職金について

通常は退職したことの事実にもとづいて退職金が支給されますが、実質的に退職したことと同じ事情にある次のような場合には、退職金として取り扱われます。

- (1) 常勤役員が非常勤役員になったこと
- (2) 取締役が監査役になったこと
- (3) 分掌変更などによりその役員の給与が激減(50%以上減った)したこと

いずれの場合も、地位や職務内容が変わっても、その後も実質的にその会社の経営に携っているような場合には退職した扱いとならず、その退職金は損金不算入とされますので注意して下さい。

### III 役員退職金の限度額は次の算式により求めます

役員退職慰労金 = (退任時の最終報酬月額) × (役員在任年数) × (功績倍率)

※功績倍率はその役員の功績により付与するもので2.5~3.0で考えられています。

### IV 未払金計上による退職金の分割支払

- (1) 資金繰り等の事情により、一時金で支払われずに、分割で支払うような場合には、出来る限り早い時期(一つの考え方で最長でも7年以内)に完了すること。
- (2) 上記(1)の支払期間や支払金額の取り扱いにおいては、利益操作と見られないためにも計画的に慎重に実行することが必要です。

### V その他留意事項

- (1) 「退職所得の受給に関する申告書」を会社側に提出  
提出が無い場合は、20%の税率で所得税が源泉徴収されますので必ず提出しましょう。
- (2) 創業者の場合、個人事業で始めて途中から法人成り(会社組織)にして現在に至る在任年数の数え方は、会社の役員になってからの期間が対象となりますので注意してください。
- (3) 役員退職金は、会社の業績や資金繰りなどで実際支給できるか分かりませんが、将来の支給に備えて支給根拠を明確にするために、「役員退職慰労金規程」を整備することをお勧めいたします。